

○加西市空家等の適正管理に関する条例施行規則

令和6年3月31日規則第31号

加西市空家等の適正管理に関する条例施行規則

加西市空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成25年加西市規則第16号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、加西市空家等の適正管理に関する条例(令和6年加西市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(立入調査等)

第3条 市長は、条例第7条の規定による立入調査を実施するときは、立入調査実施通知書(様式第1号)により、所有者等に通知するものとする。ただし、当該所有者等に通知することが困難であるときはこの限りでない。

2 条例第7条第3項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(様式第2号)とする。

3 市長は、実態調査の結果、当該空家等の所有者等に適正な管理を求める必要があると認められ、かつ、所有者等を確認できないときは、当該空家等に連絡依頼表示(様式第3号)を掲示することができる。

(管理不全空家等に対する措置)

第4条 条例第10条第1項の規定による指導は、管理不全空家等の適正管理に関する指導書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等の適正管理に関する勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(特定空家等に対する措置)

第5条 条例第11条第1項の規定による指導は、特定空家等の適正管理に関する指導書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による勧告は、特定空家等の適正管理に関する勧告書(様式第7号)により行うものとする。

3 条例第11条第4項の規定による通知書は、特定空家等の適正管理に関する命令通知書(様式第8号)により行うものとする。

4 前項の通知を行おうとする場合は、空家等の適正管理命令事前通知書(様式第9号)により行うものとする。

5 第3項の通知書の交付を受けた者又はその代理人は、市長に対し意見書(様式第10号)を提出するものとする。

6 条例第11条第9項の規定による行政代執行を行うときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、所有者等に対し、戒告書(様式第11号)により通知するものとする。

7 市長は、前項の戒告書により通知した場合において、当該所有者等が指定の期限までにその義務を履行しないときは、法第3条第2項に規定に基づき、代執行令書(様式第12号)により通知するものとする。

8 行政代執行のために現場に派遣される執行責任者は、法第4条の規定に基づき、その者が執行責任者であることを示すべき代執行責任者証(様式第13号)を携帯し、所有者等又は関係者の請求があったときは、これを提示するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

加西市長

立入調査実施通知書

あなたが所有又は管理されている下記の物件について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条及び加西市空家等の適正管理に関する条例第7条の規定により、その実態について、空家等への立ち入りを含め、下記の日程で調査させていただきたいので、ご協力をお願いいたします。

記

1 立入調査の対象となる空家等

所 在 地

構造・用途

2 実態調査の日時 年 月 日 午前・午後 時から

3 実態調査の趣旨及び内容

加西市空家等の適正管理に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第7条 市長は、法第9条第1項の規定により、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、法第9条第2項の規定により、この条例の施行に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 前項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等又は関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(表)

		第 号	
身 分 証 明 書			
写真	所 属		
	職 名		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
上記の者は、加西市空家等の適正管理に関する条例第7条第3項の規定により 立入調査を行う職員であることを証する。			
年 月 日 交付			
加西市長			

(裏)

注意

- 1 この証票は、空家等の調査のために他人の土地に立ち入る場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があった場合には、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第3号(第3条関係)

連絡依頼表示

この建物等の所有者・管理者の方へ

加西市では「加西市空家等の適正管理に関する条例」で空家等の所有者・管理者の方に建物や敷地(草木を含む)を適正に管理するよう求めています。

この建物等は管理が不全であり、近隣等に被害が生じるおそれがあるので、速やかに改善・補修等を行ってください。

また、下記まで至急御連絡・御相談ください。

記

連絡・相談先 加西市役所

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

電話番号

FAX 番号

様式第4号(第4条関係)

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

加西市長

管理不全空家等の適正管理に関する指導書

あなたが所有又は管理されている下記の物件については、(管理不十分・管理不全)な状態であり、周辺環境に悪影響を及ぼしておりますので、下記のとおり管理方法の改善等の必要な措置を速やかに講ずるよう、加西市空家等の適正管理に関する条例(令和6年加西市条例第1号)第10条第1項の規定により指導いたします。

記

1 対象物件の表示

所 在 地

構造・用途

2 物件の現状及び行うべき改善措置内容

第 号
年 月 日

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

加西市長

管理不全空家等の適正管理に関する勧告書

あなたが所有又は管理されている下記の物件については、 年 月 日付け 第
号で、管理方法の改善等の必要な措置を講ずるよう指導したところですが、現在も改善さ
れず、管理不全な状態のままでありますので、履行期限までに下記に掲げる措置を講ずる
よう加西市空家等の適正管理に関する条例（令和6年加西市条例第1号）第10条第2項
の規定により勧告します。

記

1 対象物件の表示

所 在 地

構造・用途

2 物件の現状及び行うべき改善措置内容

3 履行期限

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

加西市長

特定空家等の適正管理に関する指導書

あなたが所有又は管理されている下記の物件については、(管理不十分・管理不全)な状態であり、周辺環境に悪影響を及ぼしておりますので、下記のとおり管理方法の改善等の必要な措置を速やかに講ずるよう、加西市空家等の適正管理に関する条例(令和6年加西市条例第1号)第11条第1項の規定により指導いたします。

記

1 対象物件の表示

所 在 地

構造・用途

2 物件の現状及び行うべき改善措置内容

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

加西市長

特定空家等の適正管理に関する勧告書

あなたが所有又は管理されている下記の物件については、 年 月 日付け 第
号で、管理方法の改善等の必要な措置を講ずるよう指導したところですが、現在も改善さ
れず、管理不全な状態のままでありますので、履行期限までに下記に掲げる措置を講ずる
よう加西市空家等の適正管理に関する条例（令和6年加西市条例第1号）第11条第2項
の規定により勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条例第11条の規定により、当該勧告による措置
を講ずるよう命ずることがありますので、あらかじめ申し添えます。

記

1 対象物件の表示

所 在 地

構造・用途

2 物件の現状及び行うべき改善措置内容

3 履行期限

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

加西市長

特定空家等の適正管理に関する命令通知書

あなたが所有又は管理されている下記の物件については、下記のとおり指導、勧告を行ってきましたが、履行期限を過ぎても勧告に係る措置が講じられておりません。よって、下記の履行期限までに下記に掲げる勧告に係る措置を講ずるよう加西市空家等の適正管理に関する条例（令和6年加西市条例第1号）第11条の規定により命令します。

記

1 対象物件の表示

所在地

構造・用途

2 これまでの指導、勧告の経緯

3 物件の現状及び行うべき改善措置内容

4 事由

5 意見書の提出先

6 期限

※通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

加西市長

空家等の適正管理命令に係る事前通知書

あなたが所有又は管理されている下記の物件は、下記のとおり指導、勧告を行ってきましたが、履行期限を過ぎても勧告に係る措置が講じられておりません。

このまま措置が講じられない場合には、加西市空家等の適正管理に関する条例（令和6年加西市条例第1号）第11条の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、条例第11条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、加西市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象物件の表示

所在地

構造・用途

2 これまでの指導、勧告の経緯

3 物件の現状及び行うべき改善措置内容

4 事由

5 意見書の提出先

6 期限

・上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記5に示す者まで報告をすること。

年 月 日

加西市長 様

住所 _____

氏名 _____ 印

意見書

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

加西市長

戒 告 書

あなたが所有又は管理されている下記の物件については、あなたに対し、 年 月 日付け 第 号で、 年 月 日までに必要な措置を講ずるよう命令したところですが、履行期限を過ぎてもその義務が履行されていません。

よって、 年 月 日までに、命令どおり義務を履行されない場合は、加西市空家等の適正管理に関する条例（令和6年加西市条例第1号）第11条及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づき、本市がこれを代執行しますので、同法第3条第1項の規定に基づき、戒告します。

なお、代執行に要する費用は、加西市空家等の適正管理に関する条例第11条及び行政代執行法第2条の規定に基づき、あなたから徴収しますので、念のため申し添えます。

記

1 対象物件の表示

所 在 地

構造・用途

2 必要な措置の内容

3 履行期限

<教示>

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に加西市長に対し異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1による異議申立てをした場合は、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、加西市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することもできます。
- 3 なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると当該訴えを提起することができなくなります。

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

加西市長

代執行令書

あなたが所有又は管理されている下記の物件については、あなたに対し、
年 月 日付け 第 号で、年 月 日までに命令どおり義務を履行するよう戒告しましたが、履行期限までに義務が履行されませんでしたので、加西市空家等の適正管理に関する条例（令和6年加西市条例第1号）第11条及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により、下記のとおり代執行を行い、その費用をあなたから徴収しますので、行政代執行法第3条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 対象物件の表示

所 在 地

構造・用途

2 代執行を行う事項

3 代執行期日

4 代執行責任者

職 名

氏 名

5 代執行に要する費用の概算見積額 円

※上記費用は、概算見積額であり、実際に要した費用の額は、後日納付額告知書により通知するので、送付された納付書により納付すること。

<教示>

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に加西市長に対し異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1による異議申立てをした場合は、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、加西市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することもできます。
- 3 なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると当該訴えを提起することができなくなります。

様式第13号(第5条関係)

(表面)

代執行責任者証

(写真)

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

上記者は、加西市空家等の適正管理に関する条例第 11 条の規定により行う代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

加西市長

(裏面)

注意

- 1 この証票は、空家等に係る措置の代執行を執行する際に必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。